

建設弘済会等に係る経緯について

建設弘済会等の概要

建設弘済会等は、建設事業の円滑な推進に資し、国土開発の発展に寄与することを目的として設立された社団法人

名称	所在地	設立時期	会員数	職員数	業務の概要
(社)東北建設協会	仙台市	S41.9.1	1,383	817 (66)	■国等からの受託事業 ○発注者支援業務 ・積算技術業務 ・技術審査業務 ・工事監督支援業務 ○公物管理補助業務 ・河川巡視支援業務 ・河川許認可審査支援業務 ・ダム・排水機場管理支援業務 ・道路巡回業務 ・道路許認可・適正化業務 ○用地補償総合技術業務 ■防災活動支援 ○防災エキスパートの登録・支援活動の事務局 ○防災訓練等の地域防災への協力 ■環境活動・地域づくり活動支援 ○河川、道路等の美化・愛護に関する事業への支援 ○一般住民向けのシンポジウム、講演会等の開催 等
(社)関東建設弘済会	さいたま市	S41.6.16	1,452	503 (100)	
(社)北陸建設弘済会	新潟市	S42.4.1	906	448 (52)	
(社)中部建設協会	名古屋市	S41.9.1	1,041	630 (99)	
(社)近畿建設協会	大阪市	S38.7.10	821	584 (70)	
(社)中国建設弘済会	広島市	S42.5.1	929	518 (51)	
(社)四国建設弘済会	高松市	S43.9.6	603	327 (44)	
(社)九州建設弘済会	福岡市	S40.2.17	614	428 (49)	
(社)九州地方計画協会	福岡市	S53.4.24	77	103 (17)	
計			7,826	4,358 (548)	

※職員数は平成22年4月1日現在における人数である(下段()書きは国交省OB数)。

国土交通省における業務体制

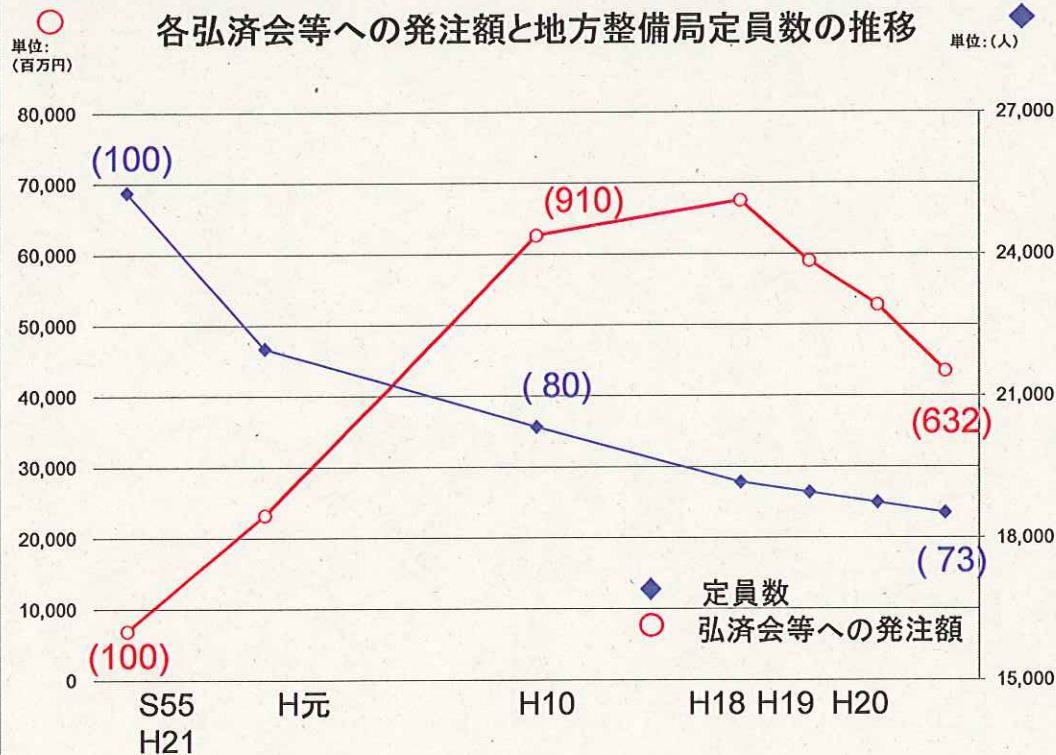
■ 今日まで、各地方整備局における

1) 公共事業費拡大、業務の多様化等による
業務量増大

2) 定員削減の実施

を受け、右の行政補助業務についてアウトソーシングを拡大

■ 一方、アウトソーシングしてきた発注者支援業務等は、民間受注を促進し、各建設弘済会への発注額は近年減少



■ アウトソーシングしてきた行政補助業務

発注者支援業務

業務の概要

河川・道路等の工事の発注及び監督・検査に関わる補助業務。

業務分野	業務内容
積算技術業務	工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データ等の作成
技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成
工事監督支援業務	請負工事の履行に必要な資料作成や施工状況の照合及び確認、工事検査等への臨場、設計図書と工事現場の照合等

公物管理補助業務

業務の概要

河川・道路等の施設管理に関わる補助業務。

業務分野	業務内容
河川巡視支援業務	河川構造物の点検、不法行為の指導
河川許認可審査支援業務	河川の各種占用申請等の審査・指導等
ダム・排水機場管理支援業務	ダム等の機器点検、洪水時、緊急時等のゲート操作補助等
道路巡回業務	道路構造物の点検・確認、不正使用・不法占用点検等
道路許認可・適正化業務	道路の不正使用・不法占用の指導取締り、各種占用申請等の審査・指導等

用地補償総合技術業務

業務の概要

事業用地内の権利者等に対して用地交渉を行い、土地の提供について理解を得る業務。

業務分野	業務内容
用地補償総合技術業務	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施等

建設弘済会等の改革の経緯

	建設弘済会等の改革	発注者支援業務等の改革
平成 20年度	<p>○道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告(4月)に基づき、取組を要請。</p> <p>①組織形態見直し(株式会社化も視野に入れた非公益法人化)</p> <p>②役員数・総人件費等の抑制</p> <p>③内部留保の適正化</p> <p>○要請を受け、各建設弘済会等において要請内容について検討(～21年度)</p>	<p>○企画競争方式導入(4月～) 一部で総合評価落札方式(一般競争)の試行</p> <p>○民間事業者へのアンケート結果を踏まえ、応募要件等の更なる見直しをとりまとめ(11月)</p>
21年度	<p>○建設弘済会等の総会等において、</p> <p>①一般社団法人への移行</p> <p>②役員給与の削減</p> <p>③内部留保等の国等への寄附を決定・承認。</p> <p>○国土交通省所管公益法人のゼロベースでの見直し(民間にできることは民間に)(11月大臣会見)</p>	<p>○総合評価落札方式の本格実施(4月～) (参加要件の緩和により応募可能企業数を拡大)</p>
22年度	<p>○行政刷新会議事業仕分け(結果:更なる民間参入促進策の検討、不要資産の国庫移管)(5月24日)</p> <p>○発注者支援業務等の調達に改革の方向について(7月6日公表)</p> <p>①発注者支援業務等からの撤退 (計画的撤退の要請、検討チームの設置)</p> <p>②不要資産の国庫納付</p>	<p>○全件で総合評価落札方式を実施(4月～)</p> <p>○公共サービス改革基本方針(H23年度から市場化テストの実施(複数年契約の導入等))(7月6日閣議決定)</p>

道路関係業務の執行のあり方改革本部による改革措置

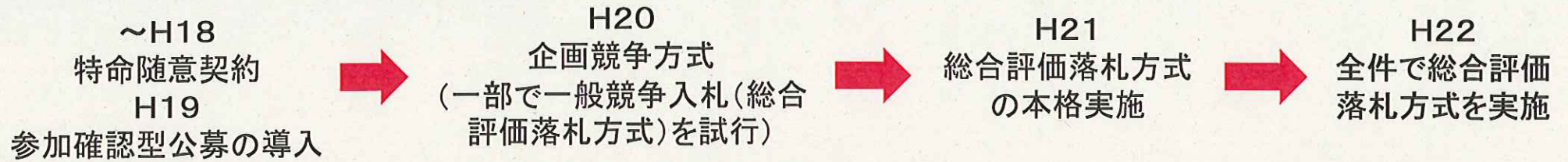
「道路関係業務の執行のあり方改革本部による改革措置」最終報告書(平成20年4月17日)を受け、国土交通省から各建設弘済会等に対し以下の事項等を要請し、実施。

- ①道路関係公益法人に対する契約方式の適正化、支出の削減
H20以降、一般競争入札(総合評価方式)を試行・拡大
- ②組織形態の見直し(株式会社化も視野に入れた非公益法人化)
平成21年度総会で一般社団法人への移行を承認(8建設弘済会等)
- ③役員数・総人件費等の抑制
役員数(常勤) 39人(H20.4) → 30人(H22.4)
役員給与 平成21年度から段階的に30%減額
- ④内部留保の適正化

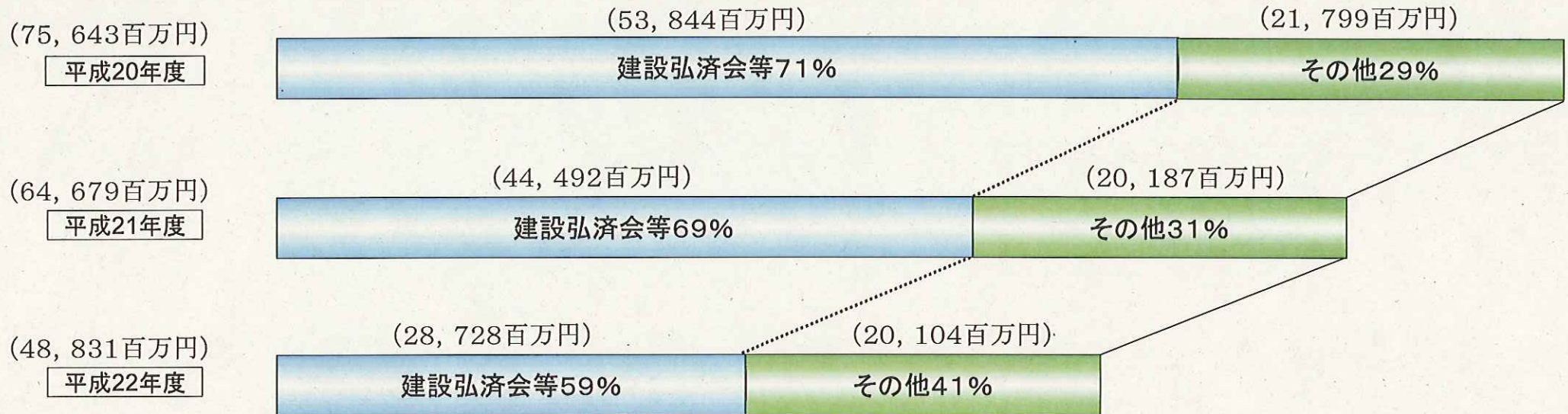
名 称	道路関係業務改革	
	本部報告書を踏まえた寄附予定額	(うち、国への寄附額)
(社)東北建設協会	3.8億円	2.0億円
(社)関東建設弘済会	14.2億円	7.2億円
(社)北陸建設弘済会	8.2億円	4.2億円
(社)中部建設協会	—	—
(社)近畿建設協会	3.0億円	1.5億円
(社)中国建設弘済会	—	—
(社)四国建設弘済会	4.5億円	2.3億円
(社)九州建設弘済会	3.6億円	1.9億円
(社)九州地方計画協会	1.4億円	0.7億円
計	38.6億円	19.7億円

発注者支援業務等の受注実績推移

1. 入札契約方式の見直しの推移



2. 発注者支援業務等における建設弘済会等の受注実績



(注1) 平成22年度のデータは、平成22年4月1日までに契約が行われたものである。

(注2) 発注者支援業務等とは、発注者支援業務・公物管理補助業務・用地補償総合技術業務である。

建設関連業界ヒアリングに係る主なコメント

(1) 発注者支援業務等の評価、関心を有する分野

- 建設コンサルタント、建設業は、それぞれの業態の周辺分野でのビジネスチャンスとして関心あり。
- CM業務につながるなどマネジメントの上流部分での行政の支援・代理業務は可能性あるとの認識。
- 地に足のついた大切な業務であり、地域特性の把握が重要となることから、地元に密着した建設コンサルタントや建設業も担っていくべき分野であるとの認識。
- 年間契約の仕事が受注できるので、経営的には是非取り組みたい分野との認識。

(2) 建設弘済会職員の活用の可能性

- 参入にあたっては、経験者の技術・ノウハウが必要。大手の建設コンサルタントでも専門分化した技術者が多く、現場性の強い発注者支援業務をできる技術者は少ない。
- 事業譲渡、経験者採用等で人材を引き継ぐ可能性あり。大手の建設コンサルタント等では、仮に建設弘済会が撤退となるのなら、事業譲渡等でまとまって人材を引き受けることも十分検討に値するとの認識。
- 中小の建設コンサルタントや建設業では、参入にあたって経験豊富なベテラン職員が適任と考えており、現場に精通している建設弘済会職員をリーダー的に採用したいとの意向を持つところがあった。
- 経験者の受け入れにあたっては、給与面での調整が課題。
大手・中堅の建設コンサルタントの場合は、別会社にする等で既存の技術者と異なる給与体系にする必要。
中小の建設コンサルタント、建設業の場合は、待遇面で折り合えるかが課題。

建設弘済会の改革について

できる限り雇用を確保しながら、発注者支援業務等からの速やかな撤退を目指す。

出来る限り3年を目途

- <建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム>
- ・事業譲渡手法等の枠組み及びその実行に係る課題整理
 - ・建設弘済会等に共通する法令上、財務上、労務上の課題整理等

発注者支援業務等

建設弘済会等

職員 4358人
(H22.4.1現在)

既参入民間事業者

事業譲渡手法による職員の引継ぎ
(主に大手事業者)

「競争の確保のため大手と地元中小事業者のバランスが重要」

民間事業者への職員の個別の転籍
(主に地元中小事業者)

関係業界内外への自主的な再就職

発注者支援業務等

既存会社への事業譲渡
新設会社への事業譲渡

民間事業者

新規参入の促進
(建設コンサルタント、
建設業、アウトソーシング
関連業種 等)

発注者支援業務等の調達に係る改革の方向について

(平成22年7月6日公表)

国土交通省においては、国土交通省直轄工事に係る発注者支援業務等(発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務)について、平成20年度以降一般競争入札を導入するなど民間事業者の参入促進のための入札契約制度の改善に取り組むとともに、これまで発注者支援業務等の大部分を受託してきた建設弘済会等についても抜本的見直しに取り組んできたところです。

国土交通省としては、発注者支援業務等について更に民間による競争を促進する観点及び公益法人改革の観点から、建設弘済会等について、今後、以下の取組を進めることとします。

1. 発注者支援業務等からの撤退

(1) 計画的撤退の要請

今後、発注者支援業務等について、原則として全て民間事業者から調達することを目指すこととし、建設弘済会等は当該業務から計画的に撤退するよう要請することとします。

(2) 検討チームの設置

国土交通省内に検討チームを立ち上げ、出来る限り3年を目途に建設弘済会等が当該受託事業を廃止できるよう、民間事業者への事業譲渡など建設弘済会等のノウハウ継承と職員の雇用確保のための方策等について検討・整理することとします。

2. 不要資産の国庫納付

建設弘済会等においては、受託事業からの撤退と併せ、その他の事業も含め建設弘済会等のあり方自体について抜本的見直しを行い、事業仕分けで指摘された不要資産の国庫納付に関しても、保有資産を精査し、今後の職員の再就職支援策導入の必要性も考慮しつつ、適切な結論を得るよう要請することとします。